

地域有機農業塾開設支援事業実施要領

第1 目的

有機農業の拡大に向け、消費者の購入行動を促すため、有機農業の座学と実習による作業体験を通じ、環境負荷低減やSDGsへの貢献のみならず手間やコスト増などを含めた有機農業の価値に関する理解を醸成する活動に対して支援することで、人と環境にやさしい農業の一つである有機農業の一層の取組拡大を目的とする。

第2 事業内容

事業実施主体は、消費者等を対象に第1に掲げる目的に則した次の取組を新たに行う。なお、(1)(2)は必須とし、定員は概ね30人以上であること。また、カリキュラム終了後はアンケート等により効果把握を行うこと。

(1) 以下のア、イの要件を満たす座学

ア 有機農業の栽培知識・技術の理解に資する内容であること。

イ 年間10コマ以上の講座（栽培実習除く）であること。

(2) 有機農業の理解醸成に資する栽培実習

(3) 地域の有機農業者と消費者等との意見交換や交流

(4) 有機農業に係る情報の発信

第3 事業実施主体等

本事業の事業実施主体、補助の条件は別表のとおりとする。

第4 事業対象経費等

1 事業対象経費

(1) 座学に必要な経費

講師の報償費、旅費、会場使用料、テキスト代等

(2) 栽培実習に必要な経費

有機質肥料代、種苗代、資材費、土壌分析費、農機具借上げ費、ほ場借上げ代等

(3) 意見交換や交流に必要な経費

講師の報償費、旅費、会場使用料、バス借り上げ料等

(4) 消費者への情報発信に必要な経費

HP運営費、資料作成等

2 補助率

補助率は当該事業に要する経費の1/2以内とする。ただし、補助金の額の上限は、1事業実施主体あたり25万円とする。

第5 事業計画の策定等の手続き

1 事業計画の作成

(1) 事業実施主体の代表者は、地域有機農業塾開設支援事業実施計画書（以下「事業計画書」という。）（様式1号）を作成し、当該事業区域を所管する県民局長又は県民センター長（以下「県民局長等」という。）に提出する。なお、申請にあたっては、当該事業の区域を所管する市町長（以下「関係市町長」という。）を通じて行うものとする。

(2) 県民局長等は、(1)により提出のあった事業計画書について内容を審査し、適当と認める場合は、農林水産部長に協議する（様式2号）。

- (3) 農林水産部長は、(2)により協議のあった事業計画書について、異議のない場合は、県民局長等に対して、その旨を通知する（様式3号）。
- (4) 県民局長等は、農林水産部長から(3)の通知があった場合は、事業実施主体の代表者に対し、当該事業計画の承認を通知する（様式4号）とともに、その写しを、関係市町長及び農林水産部長に送付する（様式5号）。

2 事業計画の変更

事業実施主体の代表者は、前項(4)で承認通知のあった事業計画に、次に掲げる事由が生じた場合は、前項に準じて計画変更を行うものとする。

- (1) 事業費の30%を超える増減
- (2) 補助金額の増と30%を超える減
- (3) 経費の区分ごとの金額の30%を超える増減
- (4) 事業実施期間の変更
- (5) 事業の中止又は廃止を行おうとする場合

第6 事業の実績報告

- 1 事業実施主体の代表者は、事業完了後 1 ヶ月を経過する日又は事業実施した年度の年度末のいずれか早い日までに、実績報告書（様式6号）を作成し、県民局長等に報告するものとする。なお、報告にあたっては、関係市町長を経由して行うものとする。
- 2 県民局長等は、事業実施主体の代表者から前項の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認めた場合はこれを受理し、その写しを農林水産部長に提出する。

第7 事業計画期間

本事業の実施期間は、1年以内とする。

第8 事業の推進体制

- 1 事業実施主体の代表は、年間カリキュラム終了時のアンケート調査実施について、関係市町長、JA等の助言を得て、行うこととする。
- 2 県は、本事業の適切かつ効果的な実施と事業実施後の理解醸成に関し必要に応じて指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施にあたっての留意事項等

本事業の実施にあたっての留意事項及び優先順位による配分については、別記に定めるところとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（実施要領第3関係）

事業実施主体	補助の条件等
市町、農業協同組合、全国農業協同組合連合会兵庫県本部、生活協同組合、NPO 法人、民間企業等の法人、(公社) ひょうご農林機構、任意団体、その他知事が特別に認める団体等	(1) 事業実施主体は、宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。 (2) 事業実施主体は代表者を定め、組織の運営等について定めた規約等を有すること。 (3) 事業終了後も継続されることを前提とした取組であること。 (4) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施済のもの又は一部を既に実施済のものについては、未実施のもののみ本事業の補助の対象とする。 (5) 事業実施主体が前年度までに有機農業に関する同様の取組を行っている場合は、新たな地域での開設、または、定員のうち、半数あるいは15人の少ない方の人数以上の受講生が更新されることで新たに行うと見なす。

別記

地域有機農業塾開設支援事業実施にあたっての留意事項

第1 事業の実施

- 1 関係市町長、JA 等と連携を図り、本事業の適切かつ効果的な実施を図ること
- 2 飲食にかかる経費は補助対象外とする
- 3 農薬取締法、植物防疫法など関連法の内容との整合性を図ること

第2 優先順位

以下の順に優先配分する

- 1 新たな団体
 - (1) 新団体
 - (2) 既存団体
- 2 交付年数
 - (1) 1年目
 - (2) 2年目
 - (3) 3年目
- 3 受講者の更新率
 - (1) 高位順（前年比）

特記事項

市町及び県が事業の内容確認のため、事業実施主体から個人情報を含む報告を求めた場合、事業実施主体はこれに応じなければならない。取得した個人情報について個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き市町及び県はこの補助事業の内容確認のためにのみ利用し、個人情報保護法をはじめとする法令等に従い、適切な安全管理措置を講じる。